

◎佐賀県条例第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関する条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関する条例（平成20年佐賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務については、知事が管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p><u>1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務については、知事が管理し、及び執行することとする。</u></p> <p><u>(1) 法第23条第1項第1号に規定する特定社会教育機関（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p><u>2 特定社会教育機関は、次に掲げる機関とする。</u></p> <p><u>(1) 佐賀県立図書館</u></p> <p><u>(2) 佐賀県立博物館</u></p> <p><u>(3) 佐賀県立九州陶磁文化館</u></p> <p><u>(4) 佐賀県立美術館</u></p> <p><u>(5) 佐賀県立名護屋城博物館</u></p> <p><u>(6) 佐賀県立佐賀城本丸歴史館</u></p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(佐賀県立図書館設置条例の一部改正)

第2条 佐賀県立図書館設置条例（昭和25年佐賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分館等)</p> <p>第2条 <u>佐賀県教育委員会</u>は、必要に応じ、分館、閲覧所、配本所等を置くことができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第3条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>(分館等)</p> <p>第2条 <u>知事</u>は、必要に応じ、分館、閲覧所、配本所等を置くことができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第3条 この条例の施行について必要な事項は、<u>知事が別に定める</u>。</p>

(佐賀県立博物館設置条例の一部改正)

第3条 佐賀県立博物館設置条例（昭和45年佐賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(補則)</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、<u>佐賀県教育委員会</u>が別に定める。</p>	<p>(補則)</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、<u>知事が別に定める</u>。</p>

(佐賀県博物館及び美術館協議会条例の一部改正)

第4条 佐賀県博物館及び美術館協議会条例（昭和45年佐賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(補則)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>佐賀県教育委員会</u>が別に定める。</p>	<p>(補則)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>知事が別に定める</u>。</p>

(佐賀県立九州陶磁文化館条例の一部改正)

第5条 佐賀県立九州陶磁文化館条例（昭和55年佐賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(補則) 第6条 この条例に定めるもののほか、陶磁文化館の管理に関し必要な事項のうち、 <u>観覧料に関する事項については知事が、その他の事項については佐賀県教育委員会がそれぞれ別に定める。</u>	(補則) 第6条 この条例に定めるもののほか、陶磁文化館の管理に関し必要な事項は、 <u>知事が別に定める。</u>

(佐賀県立美術館設置条例の一部改正)

第6条 佐賀県立美術館設置条例（昭和58年佐賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(補則) 第3条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、 <u>佐賀県教育委員会</u> が別に定める。	(補則) 第3条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、 <u>知事</u> が別に定める。

(佐賀県立九州陶磁文化館協議会条例の一部改正)

第7条 佐賀県立九州陶磁文化館協議会条例（昭和60年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(補則) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>佐賀県教育委員会</u> が別に定める。	(補則) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>知事</u> が別に定める。

(佐賀県立名護屋城博物館条例の一部改正)

第8条 佐賀県立名護屋城博物館条例（平成5年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(補則) 第11条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な	(補則) 第11条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な

改正前	改正後
事項のうち、 <u>使用料に関する事項については知事が、その他の事項については佐賀県教育委員会がそれぞれ別に定める。</u>	事項は、 <u>知事が別に定める。</u>

(佐賀県立名護屋城博物館協議会条例の一部改正)

第9条 佐賀県立名護屋城博物館協議会条例（平成5年佐賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(補則) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>佐賀県教育委員会</u> が別に定める。	(補則) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>知事</u> が別に定める。

(佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例の一部改正)

第10条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例（平成16年佐賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(補則) 第11条 この条例に定めるもののほか、歴史館の管理に関し必要な事項のうち、 <u>観覧料に関する事項については知事が、その他の事項については佐賀県教育委員会がそれぞれ別に定める。</u>	(補則) 第11条 この条例に定めるもののほか、歴史館の管理に関し必要な事項は、 <u>知事が別に定める。</u>

(佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例の一部改正)

第11条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例（平成16年佐賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(補則) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>佐賀県教育委員会</u> が別に定める。	(補則) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>知事</u> が別に定める。